

Title	スペイン改正手形・小切手法(一): 解題と条文の翻訳
Sub Title	New legislation of bill and check in Spain : interpretation and translation (1)
Author	石井, 陽一(Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.7 (1988. 7) ,p.63- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880728-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペイン改正手形・小切手法(二)

— 解題と条文の翻訳 —

石井陽一

解題

はじめに

一、改正の動機

二、主要な改正点

- (一) 絶対的記載事項の変化
 - (二) 資金関係規定の廃止
 - (三) 人的抗弁の制限
 - (四) 資金の譲渡
 - (五) 白地手形および白地裏書
 - (六) 連帯債務性
 - (七) 保証
 - (八) 拒絶証書作成の省略
- 三、不渡制裁処分の欠除
- 四、印紙税納付との関連

スペイン国手形・小切手法(訳)

前文

第一編 為替手形および約束手形

第一章 為替手形の振出および方式

第二章 裏書

第三章 引受

第四章 保証

第五章 満期

第六章 支払

第七章 引受拒絶または支払拒絶による請求権

第八章 資金の譲渡……………以上本号

第九章 参加……………以下次号

第一〇章 複本および謄本

第十一章 為替手形の紛失、盗難または滅失

第二章	時効
第三章	通則
第四章	約束手形
第五章	法の牴触
第二編	小切手
第一章	小切手の振出および方式
第二章	譲渡
第三章	保証
第四章	显示および支払
第五章	線引小切手および計算小切手
第六章	支払拒絶による遡求
第七章	小切手の紛失、盗難または滅失
第八章	偽造小切手
第九章	時効
第一〇章	小切手に関する通則
第一章	法の牴触
	付則
	経過規定
	廃止規定
	最終規定

解題

はじめに

「法学研究第五九巻第九号・昭和六一年九月」所収の拙稿

「スペインのEC加盟に伴う法的问题」の五(二)e、のなかで、筆者は「スペインは、一九三〇年六月七日付の手形・小切手の統一に関するジュネーブ条約に調印はしたが、批准はしていない。EC諸国は批准、適用しているので、EC諸国との経済関係の緊密化に伴い、ジュネーブ条約の線に歩み寄る必要性が認識されてきたが、EC加盟が本決まりになると共に加速され、改正手形・小切手法が一九八五年七月一六日付法律第一九号として公布されたが、同法の末条では発効日を一九八六年一月一日と、EC加盟の当日に合わせている。別に加盟議定書で要求されたわけではないが、スペイン自身が必要に迫られて自主的に法改正した一例である。新法の分析、紹介は、それだけで一論文に十分に値するものであるから、別の機会に譲りたい」と先述した。本稿はその「別の機会」である。

従来のスペインの手形・小切手法は商法典(Código de Comercio)のなかに置かれており、単行法はなかった。商法典は一八八六年一月一日に制定されたもので、一八〇七年のナポレオン商法典(Code de Commerce)の強い影響を受けている。ということは、手形法における仏法系、独法系および英法系の三大法系のうちの仏法系に属していたことを意味する。

商法典は全文九五五か条に及び、次の四編からなっている。

第一篇 商人および商の一般(Libro I. De los Comerciantes y del Comercio en General)

第二篇 商の特別契約 (Libro II. De los Contratos Especiales del Comercio)

第三篇 海商 (Libro III. Del Comercio Marítimo)

第四篇 支払停止、破産および時効 (Libro IV. De la Suspensión de Pagos, de las Quiebras y de las Prescripciones)

手形、小切手法は、第二篇の第四三三条から第五七二条までの一二九か条および第四篇のなかに一か条だけ置かれていた為替手形上の請求権の時効に関する第九五〇条、合わせて一三〇か条の条文から成り立っていたが、新法の発効と共に現行商法典のなかで以上の一三〇か条が廃止されることになった(改正法末尾の廃止規定)。

改正法は前文から始まり、本文一六七か条に末尾の付則、経過規定、廃止規定、最終規定を加え、手形篇と小切手篇を通して番号の条文で一本にした単行法である。一六七か条のうち、第九三条までが為替手形 (Letra de cambio)、第九四条から第九七条までが約束手形 (pagaré)、第九八条から第一〇五条までが手形に係わる抵触規定 (conflicto de leyes)、第一〇六条から第一六一一条までが小切手 (cheque)、第一一六二条から第一一六七条までが小切手に係わる抵触規定、という構成になっている。

改正法はジュネーブ統一諸条約(以下本稿においては統一法と略称)に大きく歩み寄ったため、従来の仏法系から独法系に傾斜したことになると共に、日本の手形法、小切手法(以下本稿にお

いては日本法と略称)とも相似するものになった。翻訳すると同文になる条文が多い。しかし、改正法(とくに手形編)は日本法ほど統一法に従順ではない。日本法よりも統一法の第二付属書の留保事項を利用しているほか、旧法たるスペイン商法典(以下本稿においては旧法と略称)からの継承条項、統一法、旧法の何れにも該当条項のない固有条項などが含まれている。また、統一法と同一または同趣旨の条項ではあるが、章・節の区切り方、条項の配列、条文のなかの項・号の区切り方を若干変えているところがある。このため、本稿はこの解題のほかに、参考までに、条文毎に、統一法、日本法、旧法との関連、統一法、日本法とも関連のない固有条項などを注記した。

本稿が底本として使ったのは次の三著である。

José M^a Curto de la Mano, La Nueva Ley Cambiaria y del Cheque (Estudio comparativo), Ediciones ESIC, Madrid, 1985.

José Antonio Corrales Romeo & Juan García-Barbon Castañeda, Nueva Regulación de la Letra de Cambio, Corporación Financiera Hispamer, Madrid, 1985.

Vicente Baldo del Castaño, Derecho Cambiario, Marcombo, S. A., Barcelona, 1986.

このうち法文の翻訳は前二著に掲載されている改正法全文によった。両方を読み合わせると、僅かではあるが、明らかな印

刷ミスが数カ所散見された。それは前後の関係より正しいと思われの方を原文にして翻訳した。なお、この解題および訳注も右の三著を参考にして書いた。

スペインの法文は、往々にして、制定の動機や背景、立法者の意図、主要事項を素述することから始まる。

一、改正の動機

改正の動機はEC加盟に伴う法調整ばかりではない。前文のIで制定当時フランス法の影響を強く受けた現行法が、手形行為を有因的なものとする考え方に立脚しているため、実際問題として手形の流通上不便を来しているという実情が述べられている。因みに、改正への動きは一九七九年に遡り、法制審議会の商法部会で改正法案の起草作業が始まり一九八一年に完成しているが、国会への法案上程には至らなかった。一九八二年下院におけるカタルーニャ選出の少数派議員が商法典における手形・小切手関連条文の部分的改正の必要性を提唱し、それが社会労働党議員の共鳴を得て、一九八三年二月一日、下院において、政府が一年以内に統一法を踏まえた手形・小切手の単行法の法案を、統一法の第二付属書の留保事項の利用を妨げることなく起草すべきであるという決議を行なった。政府はそれを受けて法案を起草し、下院に回付され、一九八四年九月一日付国会官報に掲載され、両院の審議を経て、前記の一九八五年七月一六日付法律第一九号となったのである。

前文のIは現行法の考え方が取引の実際にそぐわない旨を述べたのち、そのIIでそればかりが動機でなく、スペインのEC加盟に伴う法調整の必要性を今一つの動機として挙げている。その意味でEC加盟は動機として第二次的にとられているが、とかく保守色の強いスペインの法体制においてEC加盟という外圧的要因がなかったならば、少数グループの起案が国会全体を包む動きになり、早急な法改正にまで発展するには至らなかったのではないかと思われる。

前文のIIの後段に、商法の歴史的な世界性が強調されているが、そこにこれからECに加盟するスペインの意気込みが読みとれる。

二、主要な改正点

(一) 絶対的記載事項の変化

改正法の第一条は旧法の第四四四条にあたるが、次のような変化が認められる。

- (1) 旧法第四四四条の第四号の金額には、外貨表示を明記していなかった。勿論、対外貿易がある以上、実行上は外貨建の為替手形が振り出されていたわけであるが、改正法は外貨建の許容を明記し、かつ為替管理法との調整も行なった（改正法では、為替手形が第一条第二号、約束手形が第九四条第二号、小切手が第一〇六条第二号）。

- (2) 旧法同条第五号には対価条項 (clausula valor) があり、

振出人が手形の受取人より現金、商品などにより対価を受領しているときは、手形上に対価受領済 (Valor Recibido) と記載しなければならなかったが、前文のⅢで特記されているように改正法では廃止になった。対価条項は振出人と受取人との手形外の実質関係に及ぶことになるので、有因論からの脱却上、廃止の楯玉にあがるわけである。

(3) 旧法では支払地の表示が求められていなかったが、改正法の第一条第五号で「支払がなされるべき地」が加えられた。統一法への一つの調整である。

(4) 旧法同条第八号では、振出人の手書による署名 (La firma del librador, de su propio puño) を求められていたが、改正法同条第八号では「手書による」が削除された。スペインでも農・鉱業中心の国から工業国へと発展していく途上において、夥しい手形が流通することになるであろうから、手書による署名に拘泥していたのでは対処できなくなったのであろう。この削除によって、いわゆる記名捺印が可能になったものと解される。

(二) 資金関係規定の廃止

振出人と受取人との実質関係が対価関係であり、それが前述の対価条項となるが、振出人と支払人との実質関係は資金関係である。この資金関係について旧法はその第四五六条から第四五八条までの三カ条で規定していた。支払人が振出人から手形の満期日以前に資金を受領した場合、支払人がなんらかの理由

で手形金額またはそれ以上の金額を振出人に支払わねばならない場合資金関係が行なわれたとみなされる趣旨のものであったが、改正法では廃止された。

(三) 人的抗弁の制限

対価条項や資金関係規定の廃止と関連して改正法に導入されたのが、前文のⅠおよびⅢのなかでも解説されている人的抗弁の制限に関する第二〇条(手形)と第二二八条(小切手)の規定である。訳文にも注記したように、それぞれ統一法の該当条文の忠実な移植であり、従って日本法のそれとも一致する。

しかし、この人的抗弁の制限の原則の例外となるのが、第六七条である。第六七条の規定は、第一五三条により小切手にも準用される。

(四) 資金の譲渡

資金関係の規定を廃止した代りに、改正法は第六九条の資金の譲渡に関する規定をとり入れた。一章一条のこの規定は、統一法に(従って日本法に)該当規定はなく、範をスイス法に求めたものであり、ヨーロッパ諸国の法制にもとり入れられているが、その目的は銀行が割引を通じて為替手形を取得した場合の銀行の法的、経済的な立場の保護(例えば、振出人の破産)にあると言われる。

(四) 白地手形および白地裏書

白地手形の効力は、一九七八年一〇月一六日付最高裁判例で實際上認められていたが、前文のⅢでも触れているように、根

拠法規はなかった。改正法第一二条で明文化されたのは所持人の立場を強化するためである。改正法第一七条第二項は白地裏書も認めている。

(六) 連帯債務性

改正法第三条、第三一条、第四四条が定める手形債務者の連帯債務性 (solidaridad) は統一法、旧法にも該当条文がない固有条文ということがいえよう。改正法第五七条になって漸く統一法、日本法の第四七条との接点がでてくる。

(七) 保証

保証については、第三六条第四項が別紙による保証に手形上の効力を認めていないと規定しているところは統一法、日本法に該当箇所がないが、条文に注記したように、統一法第四条の例外措置を利用しないことを明確にしたものである。第三七条は、前文のⅢのなかでも触れているところであるが、保証行為の独立性を強調したものである。

(八) 拒絶証書作成の省略

改正法第五一条第二項以下で、拒絶証書作成を省略できる場合を列挙しているが、これは、公正証書至上主義の国柄においてはまさに画期的な出来事といってよい。今度の改正のなかでもっとも重要な点であると思われる。

三、不渡制裁処分の欠除

日本では不渡手形が発生すると、手形交換所規則により銀行

取引停止処分をうけ(例えば、東京規則第六五条第二項)、手形を支払わなかった者が事実上の倒産に追い込まれる。手形流通の安全は、実はこの手形法の外側にある手形交換所規則の制裁によって支えられているところが大であるかも知れない。

筆者が調べた範囲では、スペインの手形交換所には制裁規定を含む規則がない。前文のVで不渡の発生が非常に高く、スペインの社会において手形をめぐる不信感があることが率直に述べられているが、因みに、一九八五年における為替手形の不渡発生数は三九三万二〇〇〇件に達している(一九八七年版INBE統計年鑑二〇四頁)。

改正法の最終規定の第一に手形交換所規則の制定が定められている。原文は未入手だが、仄聞するところでは制裁規定はないようである。

四、印紙税納付との関連

改正法の最終規定の第二には、手形の指定用紙を作成すること、その用紙により印紙税を納付することが定められている。日本では印紙の貼付のない手形は、過怠税はとられるが、手形としては有効というのが通説であろう。

スペインでは法定用紙があり、その用紙に印紙が印刷済みである。従って手形の金額によって用紙の価格が変わる。これは改正法の最終規定で始めて規定されたことではなく、旧法から継続している。従って、理論的には印紙の貼付の有無と手形の

有効性とは別箇の問題であろうが、実際問題として印紙抜きの手形はあり得ないのである。

以上の簡単な解題に続き、改正法の拙訳に移ることになるが、次の点をご留意いただきたい。

a、スペインの法文には、条文毎の見出しがない。

b、原則として、一つの条文のなかで行を変えて書かれたひとつの文を項とみなしている。頭に数字はついていないが、ひとつの条文のなかに三つの行を変えた文があれば、順に第一項、第二項、第三項となる。

しかし、稀には項にも頭にアルファベット表示がつくことがある(訳文の、第二条、第九五条、第一〇七条など参照)。

c、号の頭には必ず数字またはアルファベット表示がつく。

スペイン国手形・小切手法(訳)

総理府

第一四八八〇号 一九八五年七月一五日付

手形および小切手に関する法律第一九号

スペイン国王ファン・カルロス一世は、

本法を読解するすべての者に対して

両院が次の法律を承認し、かつ国王がそれを裁可したことをここに布告する。

前文

I

為替手形、小切手および約束手形に関するわが国の現行法をいわゆるジュネーブ統一法に調和することは、改正の必要度が高いとされるわが国商法の刷新に向けての決定的な第一歩となるものである。商法体系の分野のなかでとくに改正の必要性が勧奨されるとすれば、これら証券にかかわる現行法に絞られることは明白である。制定以来約百年を経た現行法は、これら証券に化体された債権を適切に保護する役割を果していないのではないかという度重なる批判を受けてきた。

為替手形に関する法規は、商法典の第二篇第一〇章に置かれているが、その制定当時に母法たるフランス法からの影響を強く受けたものであり、原因となる取引との素連性にとらわれた手形法の考え方に支配されている。この考え方は、現代社会における適法な取引の必要性と明らかに衝突する。そこにおける手形の流通は、単なる債権の譲渡と同じ法律に服することはできなくなっている。この現行法の不備は、手形債務者の主張す

る抗弁の制度とも密接な関連をもつ。手形債務者については、その解決がこれら証券に関する実体法の分野で決定されるべきときにも、商法以前に民事訴訟法が適用されるので問題を著しく訴訟法的なものにしてきた。帰するところ、適用されるべき抗弁の制度は、手形の有因論者の考え方を永続させたらよいのか、もしくはこれら証券の抽象化の傾向に切りかえるか、にかかってくる。

II

しかしながら、現行法の不備だけが、今般提起された改正の決定的な要因ではない。現行法の不備に加えて、例えばヨーロッパ経済共同体を構成するローマ条約第三条h号により、共同市場の運営に必要な限度内での加盟国の法制の接近という理念の実現に尽力している諸国の共同体にスペインも加盟するという政治的な動機もあるのである。

商法は、諸国民、諸国家の間のすべての性質の關係が今日のような高度の流通性をもつに至るはるか以前から、歴史的に世界性という特色をもって活性化してきたことは周知のとおりである。実際に、類似の政治体制をもつと共に類似の経済組織の体制を認め合っている国々の間における企業的交流は、数種の制度面において同類の法制の存在をも必要とする。

共通の制度を抽出する方法の一つに意思の自治があり、それは少なからざる事例において当事者間の自治による規則の設定、商慣習の統一などを可能にした。しかし、当事者自治が限界に來たときに、適法な取引を順調に展開させるために必要とされる制度と制度との調整をはかったのは国家と国際機関であった。そのひとつの事例が一九三〇年六月七日付および一九三一年三月一九日付のジュネーブ条約に付属している統一法に包含された、為替手形、指図式約束手形および小切手に関する法律である。この改正法は、実体的にそのジュネーブ統一法を受容したものである。

III

ジュネーブ統一法が標榜した選択は、わが国の商法典の規定よりも技術面を優先したことである。

この改正法がとり入れた新機軸は多様な表現をもっている。まず、これらの法定の証券の記載要件の簡素化およびこれら証券に記載される種々の宣言のひとつひとつの有効性の範囲をきめることから始まっている。それら宣言の若干は、それを無効にする瑕疵によって影響を受けることもあろう。結局、これらの証券の流通を容易にするために、所持人は、裏書の連続の整否を調査する義務はあるが、先行する宣言のすべての真正さを調査する負担からは免除されるようになっている。また、現行

法では孤児のような存在である白地手形、無権代理によるこれらの証券の署名(今日では手形外の措置により解決を要する問題)、計算小切手、支払保証小切手のように実際にはすでに実行に移されている問題をこの改正法はとり入れていた。証券の記載要件については、為替手形の〈対価条項〉の廃止が際立っている。対価条項は、専らとまでは言えないが、現行体制を支配する有因論の証跡である。

ジュネーブ統一法の技術面の優先は、とくにその手形法の第一七条と小切手法の第二二条に顕著に出ているが、この改正法の第二〇条と第一二八条はそれぞれの忠実な移植である。これらの条文では、否定的かついとも簡明に人的抗弁の境界を定めており、選定の目録に頼るまでもない。このことはその百年間の施行期間にわたって多くの判例による調整を受けてきた現行の商法典第四八〇条の一刀両断的な文言と対照的なものである。

保証の位置付けも注目に値する。この改正法は、保証という手形上の宣言の法的な性質に関する学説および判例上の論争に終止符を打つものであり、方式の瑕疵以外の事由で被保証の債務が無効になったときでも保証は有効であるという、独立の義務としての定義を選択している。

引受呈示に関する規定は、為替手形および三種の法定の証券

の支払において、一段と柔軟性を示している。すなわち、一覽払為替手形を引受呈示するための期間および一般的にこれら三種の証券の支払呈示のための期間の伸長を特記することができる。

IV

統一法は、手形債権者の法的な立場の強化という明白な目的をもっている。その目的はこの改正法にも映じており、その実体的な性格を強調するがために既述した對抗しうる人的抗弁の定式化だけではなく、ほかの分野にも反映している。まず第一に、拒絶証書の制度に加味された柔軟性であり、支払人の宣言または手形交換所の宣言もしくはその取消しをもって拒絶証書の作成に替えることが認められる。また、為替手形の引受人と保証人の厳格な義務が拒絶証書またはそれと同一の効力を有する宣言に必ずしも服するものではないという規定は斬新な改正といえよう。所持人への保証を強化する今一つの基本的な制度としては、複数の手形債務者の絶対的な連帯債務制の確立がある。これらの連帯債務者に対してその証券上の立場から独立して、個別に、または全員に請求することができるのである。また、債権者の立場の改善に間接的に寄与すると想定される措置のひとつとして、これら証券のひとつに不払いが発生したときの状況に一段と適した延滞利息の設定を挙げることができる。小切手の具体的な事例として、支払人の手元に置く資金の手当

のないまま小切手を振出した振出人に対し適用される罰則が定められている。手形の執行訴訟のために敷かれた新しい路線は、民事訴訟法第一四二九条の改正のほかに、約束手形と小切手を執行力のある証券として同条に挿入し、所持人の地位の強化に向けての諸措置に万全を期することになっている。

本法は、法の抵触より派生する諸問題を解決するために、最後に二章をあてている。

V

わが国の社会においては、今日、為替手形をめぐる相対的な不信任があることを否定できない。このような不信任は、主として法の不備にだけ帰することのできるものではない。わが国の経済が直面する危機的な状況、商品市場、消費市場、金融市場における為替手形の慎重を欠いた利用、古めかしい訴訟法などの要因は、統計が示す高い不渡の発生率と無縁ではない。債務者に厳しいこの改正法は、このような不信任をはぐくんできた若干の制度の変革を志向すると共に、法体制への信頼感、企業の生存の基本的な価値感である誠意への信頼感を建てなおさんとするものである。

この改正法が導入した諸規定は絶対に必要かつ適格なものであるが、適当な研究の上、かつ社会経済情勢の必要に応じ、消

費者および高利金融業者が行う取引に関連して振出される手形を規制する補足法および特別法の制定を検討する余地がある。ほかのヨーロッパ諸国における法制のさまざまな行き方、またこの分野における統一法の欠缺がこの改正法にそれに関する確定的な規定の導入を躊躇させたが、適当な時期をみてその措置を実現することを妨げるものではない。

第一編 為替手形および約束手形

第一章 為替手形の振出および方式

第一条 為替手形には次の事項を記載しなければならない。

- 一、証券の文言中にその証券の作成に用いられた言語をもつて記載された為替手形なる呼称。
- 二、ベセータ建または公的相場を認められた交換可能外貨建て一定の金額を支払うべきである旨の単純な委託(Entrustment)。
- 三、支払をなすべき者、即ち支払人の名称。
- 四、満期の表示。
- 五、支払がなされるべき地。
- 六、支払を受けまたはこれを受ける者を指図する者の名称。
- 七、手形が振出される日および地。
- 八、手形を振出す者、即ち振出人 (Ubrador) と称せられる者の署名。

(訳注。第二号でスペイン現行為替管理法上の指定通貨との関連を配慮したほかは、統一法(以下第九七条までは統一手形法制定条約のこと)、日本法(以下第九四条までが日本の手形法のこと)の第一条と一致。)

第二条 前条に掲げる必要記載事項のいずれかを欠く証券は為替手形とみなされない。但し、次の数項に記載された場合はこの限りではない。

a. 満期の記載がない為替手形は「*à vista*」とみなされる。

b. 支払人の名称に付記された地名は、特別の表示がない限り、これが支払地であり、かつ支払人 (*titular*) の住所地とみなされる。

c. 振出地の記載がない為替手形は、振出人の名称に付記された地において振出されたものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法の第二条と同文。)

第三条 手形が二人またはそれ以上の支払人に対して振出されているときは、無差別にそのいずれの者に対しても当該手形の金額の支払いを請求することができるものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法、スペインの旧法にも該当条文がない固有条文。)

第四条 為替手形は、次のいずれに対しても振出すことができ

a. 振出人の自己指図。

b. 振出人の自己宛。

c. 第三者の計算において。

(訳注。統一法、日本法第三条と同趣旨。)

第五条 為替手形は、支払人の住所地であるか、またはその他の地であるかを問わず、第三者の住所において支払うべきものであるとすることができる。

この場合において、支払いは第三者に対して請求される。但し、支払人自身が支払う旨明記されているときはこの限りではない。

(訳注。第二項を除き、統一法、日本法の第四条に一致。)

第六条 一覧払または一覧後定期払 (*à fin plazo de la vista*) の為替手形においては、振出人は手形金額について利息が発生する旨の約定を記載することができる。その他の為替手形においては同様の約定は記載なかったものとみなされる。年利率は手形上に表示しなければならない。その表示がないときは、利息の約定の記載はなかったものとみなされる。

利息は、別段の日付の表示がないときは、手形振出の日より発生する。

(訳注。統一法、日本法の第五条に一致。)

第七条 為替手形の金額を文字および数字をもって記載した場合においてその金額に差異があるときは、文字をもって記載された金額を有効とする。

為替手形の金額を、文字をもってまたは数字をもって重複

して記載した場合においてその金額に差異があるときは、最小の金額を有効とする。

(訳注。統一法、日本法の第六条に一致。)

第八条 為替手形に手形債務を負担する能力のない者の署名、または偽造、仮設人の署名、またはその他の事由により署名者もしくはその本人に義務を負わしめることのできない署名がある場合も、その他の署名者の債務はそのためにその効力を妨げられることはない。

(訳注。統一法、日本法の第七条に一致。)

第九条 為替手形に他人の名称で署名するすべての者は、その代理行為について本人より委任状 (power) をもって権限を得ていなければならない、かつ代理人であることをはっきりと署名に付記しなければならない。

会社の取締役 (administrators) は、その任命をもって権限を賦与されているものと推定される。

手形の受取人 (tendor) および所持人 (endor) は、署名者に対して委任状の呈示を要求する権利がある。

(訳注。統一法、日本法に該当条文がなく、旧法第四七条と概ね同文。)

第一〇条 本人の名称において行為するための代理権を得ていない者が代理人として為替手形に署名したときは、自らその手形により義務を負う。その者が支払ったときには、本人が得ると同一の権利を有する。その権限を超えた代理人につい

ても同様にみなされる。但し、権限の範囲内において本人が手形上の責任を負うことを妨げない。

(訳注。但し書を除き、統一法、日本法の第八条に概ね一致。)

第一条 振出人は引受および支払を担保する。

振出人は引受を担保しないことはできるが、支払を担保しない旨の一切の文言は記載なかったものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法の第九条に一致。)

第二条 未完成で振出された為替手形に、予め為した合意と異なった補充がなされた場合には、この合意の不履行をもって所持人に対抗することはできない。但し、所持人が悪意または重大な過失によりその手形を取得したときはこの限りではない。

(訳注。統一法、日本法の第一〇条に一致。)

第三条 手形券面に広範な内容の記載をする必要が生じた場合、連結性を明確にした別紙によって補箋 (supplement) を合体して文書を広げ、そこに本法に規定された事項のいずれでも記載できる。但し、第一条に規定された必要記載事項は手形券面に記載されなければならない。

(訳注。統一法、日本法、旧法のいずれにも該当条文のない固有条文。)

第二章 裏書

第一四条 為替手形は指図式で振出されていないときも、裏書

(*endorso*) により譲渡することができる。

振出人が「指図禁止 *no a la orden*」の文字、またはこれに相当する文言を記載したときは、この証券は指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつその効力によってのみこれを譲渡することができる。

裏書は、引受をなしたか否かにかかわらず支払人に對して、または振出人、その他の手形上の債務者に対して、なすことができる。すべてこれらの者は、更に手形を裏書きすることができる。

(訳注) 統一法、日本法第一条に一致。

第十五条 裏書は、手形金額の全額について、純粹、かつ単純でなければならぬ。裏書に付した付帯的な条件は記載されなかつたとみなされる。

一部の裏書はこれを無効とする。

持参人払の裏書は、白地式裏書 (*endorso en blanco*) に準ずる。

(訳注) 日本法、統一法の第二条に一致。

第十六条 裏書は、手形またはその補箋上に記載され、かつ裏書人 (*endorsante*) により署名されなければならない。

被裏書人 (*endoratario*) の指定のない裏書または単に裏書人の署名しかない裏書は、白地式裏書である。この後の場合において裏書が有効であるためには、手形の裏面に記載されなければならない。

(訳注) 統一法、日本法の第三条と概ね同文。僅かに末段の「手形の裏面に」が、統一法、日本法の第三条では、「手形の裏面又は補箋」という選択を認めている程度の相違がある。

第十七条 裏書は、為替手形より生ずる一切の権利を移譲する。裏書が白地式であるときは、所持人は、

一、自己の名称または他人の名称をもって白地を補充することが出来る。

二、白地式により、または特定の被裏書人を表示して更に手形を裏書することが出来る。

三、白地を補充せず、かつ裏書もなさずに手形を第三者に譲渡することが出来る。

(訳注) 統一法、日本法第十四条に一致。

第十八条 裏書人は、反対の文言がない限り、爾後の所持人に對し引受および支払を担保する。

裏書人は新たな裏書を禁ずることが出来る。この場合においては、その裏書人は爾後の被裏書人に対しては担保の責任を負わない。

(訳注) 統一法、日本法第十五条に一致。

第十九条 為替手形の占有者が裏書の連続によりその権利を証明するときは適法な所持人とみなされる。最後の裏書が白地式である場合もまた同様である。抹消された裏書は、この関係においては、記載がなかつたものとみなされる。白地式裏書に次いで他の裏書がある場合は、後者の署名者は白地式裏

書により手形を取得したものとみなされる。

事由の何たるかを問わず、為替手形の占有を失った者があ
る場合には、所持人が前項の規定によりその権利を証明する
ときは、善意で取得したものである限り、その手形を返還す
る義務を負わない。

(訳注。統一法、日本法の第一六条と概ね同文だが、同条第二項末
尾の悪意または重大な過失により取得した場合の但し書を割愛し、
善意で取得したものである限りという文言に替えた点が異なる)。

第二〇条 為替手形により請求を受けた者は、振出人または先
行する所持人との人的関係にもとづく抗弁をもって所持人に
対抗することができない。但し、所持人が債務者を書するこ
とを知りながら手形を取得したときはこの限りではない。

(訳注。統一法、日本法の第一七条に一致)。

第二一条 裏書に「回収の為」「取立の為」「代理の為」その他
単なる委任を示す文言があるときは、所持人は為替手形より
生ずる一切の権利を行使することができる。但し、所持人は
取立委任のためにしか裏書することができない。

前項の場合において、債務者は、裏書人に対抗しうる抗弁
のみを所持人に対し対抗することができる。

代理の為の裏書による委任は、委任者の死亡またはその者
が無能力になったことよって終了しない。

(訳注。統一法、日本法の第一八条に一致)。

第二二条 裏書に「担保の為」「質入の為」その他担保の設定

を示す文言があるときは、所持人は為替手形より生ずる一切
の権利を行使することができる。但し、所持人が行う裏書は
取立委任の為の裏書としての効果のみを有する。

債務者は、この手形を担保として引渡した裏書人との人的
関係に基づく抗弁をもって担保または質権設定のため手形を
受領した所持人に対抗することはできない。但し、所持人が
債務者を書することを知りながら手形を取得したときはこの
限りではない。

(訳注。統一法、日本法の第一九条と概ね同文だが、この場合の裏
書人および所持人に係わる表現に若干相違がある)。

第二三条 満期後の裏書は満期前の裏書と同一の効力を有する
が、引受人はこれをなし得ない。但し、不払いによる支払拒
絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成後また
は支払拒絶証書作成期間経過後なされた裏書は、指名債権の
譲渡 (cession ordinaria) 以上の効果をもた得ない。

日付の記載のない裏書は、反証のない限り、支払拒絶証書
作成期間経過前になされたものとみなされる。

(訳注。統一法と日本法の第二〇条と概ね同文だが、引受人による
満期後の裏書禁止、支払拒絶証書のほかにこれと同一の効力を有す
る宣言を加えた箇所が異なる)。

第二四条 手形の指名債権譲渡は、商法第三四七条および三四
八条に規定されている条件に基いて、譲受人 (cessionario) に
譲渡人 (cedente) のすべての権利が移転することである。

譲受人は、手形の譲渡を要求する権利を持つ。裏書以外の他のいかなる方法による手形の移転にも同じ効力が発生する。
〔訳注〕 統一法、日本法のいずれにも該当条文はない。旧法第四六六条第二項が手形の指名債権譲渡に関する一応の規定があった。

第三章 引 受

第二五条 為替手形の所持人または単なる占有者は、満期に至るまで、引受 (acceptation) の為、支払人にその住所において為替手形を呈示することができる。

〔訳注〕 統一法と日本法の第二一条に一致。

第二六条 振出人は、為替手形に呈示期間を定めて、または定めず、引受の呈示をするべきである旨を記載することができる。
〔訳注〕 振出人は、手形にその引受の為の呈示 (presentation) を禁ずる旨を記載することができる。但し、手形が第三者方で、もしくは支払人の住所でない地で支払うべきものであるときは、または一覽後定期払であるときは、この限りではない。

振出人は、引受呈示を一定の期日前にしてはならない旨を記載することができる。
各裏書人は、期間を定めて、または定めずに、引受の為、手形を呈示すべきである旨を記載することができる。但し、振出人が引受の為の呈示を禁じている場合はこの限りではない。

振出人は、引受の為の呈示を禁じている場合はこの限りではない。

い。

〔訳注〕 統一法、日本法の第二一条に一致。

第二七条 一覽後定期払の為替手形は、その日付から一年以内に引受の為呈示しなければならない。

振出人は、この期間を短縮し、または伸長することができる。裏書人はこれらの期間を短縮することができる。

〔訳注〕 統一法、日本法の第二三条に一致するが、同条の二項と三項を二項に合併した構成が異なる。

第二八条 支払人は、第一の呈示の翌日に第二の呈示を行うように請求することができる。遡求途上の義務者は、このような呈示がなされなかったことを主張できない。但し、この請求が拒絶証書 (protest) または支払人のこれと同一の効力を有する宣言 (declaración equivalente) に記載されているときはこの限りではない。

所持人は、引受の為に呈示した手形を支払人に交付する義務を負わない。

〔訳注〕 統一法と日本法の第二四条に概ね一致。第一項の後半の表現がやや異なる。

第二九条 引受は為替手形に記載される。「引受 accepta」その他これに同一の意義を有する文字をもって表示し、支払人が署名する。手形の表面になされた単なる署名は引受に相当する。

一覽後定期払の手形または特別の記載に従い一定の期間内

に引受の為の呈示をなさなければならぬ手形の場合は、所持人が呈示の日の日付を確定するよう請求した場合を除き、引受にはこれを行なった日の日付を記載しなければならぬ。日付の記載がないときは、所持人は裏書人および振出人に対する権利を保全するためには、適法の時期に作らしめた拒絶證書によりその記載がなかったことを証明することを要する。

(訳注。統一法と日本法の第二五条に一致。)

第三〇条 引受は単純でなければならぬ。但し、支払人は、引受を手形金額の一部に限定することができる。

引受により為替手形の記載事項に加えたその他の変更はすべて引受の拒絶に相当する。但し、引受人はその引受の文言に従って責任を負う。

(訳注。統一法と日本法の第二六条に一致。)

第三一条 二人またはそれ以上の支払人に対して振出された為替手形は、明らかな反対の記載がない限り、そのいづれに對しても呈示することができる。その一人の支払人の引受拒絶により、所持人は第五〇条の規定に基づいて遡求権を行使することができる。

(訳注。統一法、日本法、旧法のいづれにも該当条文のない固有条文)

第三二条 振出人が支払人の住所地と異なる支払地を為替手形に記載した場合において、第三者方で支払を行うべきである旨を定めていないときは、支払人は引受をするに當り、その

第三者を定めることができる。この定めがないときは、引受人は、支払地において自ら支払をする義務を負ったものとみなされる。

手形が引受人の住所で支払うべきものであるときは、支払人は引受にあたりその地におけるその他の支払の場所を定めることができる。この場合はその支払の請求を受けるべき者を指定できる。

(訳注。統一法と日本法の第二七条と概ね同文だが、第二項の「この場合は……以降が異なる」。

第三三条 支払人は、引受により満期において為替手形の支払をする義務を負う。

(訳注。統一法と日本法の第二八条第一項に一致。第二項に相当する規定はない。)

第三四条 支払人が為替手形を引受のため受領し、引受を記載したが、その手形の返還前に引受を抹消または取消したときは、その手形は引受けられなかったものとみなされる。反証ある場合を除き、その抹消は支払人により証券の返還以前になされたものと推定される。

前項の規定にかかわらず、支払人が書面により所持人または手形に署名した者に引受の通知を行なったときは、これらの者に対して引受の文言に従って責任を負う。

(訳注。統一法と日本法の第二九条に概ね一致。)

第四章 保証

第三五条 手形の支払は、その金額の全部または一部につき、保証 (aval) によりこれを担保することができる。

この保証は、第三者または手形に署名した者もまた行うことができる。

保証は、保証時に被保証人 (avalado) がその手形債務の支払をしていない限り、満期後でも手形の支払拒絶の後でもなすことができる。

(訳注。第三項を除き、統一法と日本法の第三〇条に一致。)

第三六条 保証は、為替手形または補箋になされねばならない。「保証 (por aval)」その他これに相当する語義の文字をもって表示され、かつ保証人 (avalista) によって署名されるものとする。

為替手形の表面になされた単なる署名は保証とみなされる。但し、支払人または振出人の署名はこの限りではない。

保証には何びとの為に保証するかを表示しなければならぬ。この表示がないときは、引受人が被保証人とみなされ、引受人を欠くときには、振出人が被保証人とみなされる。

別紙になされた保証は手形上の効力を生じない。

(訳注。第四項を除き、統一法と日本法の第三一条と概ね同文。第四項は、統一法の第二付属書第四条によって加盟国に認められている別紙による保証の例外措置を利用しないことを明確にしたもの。)

第三七条 保証人は被保証人と同一の責任を負い、かつ被保証人の人的抗弁 (exceptio personae) をもって対抗することはできない。保証は、その担保した債務が、方式の瑕疵を除き、他のいかなる事由により無効になったときと雖も、有効である。

保証人が為替手形を支払ったときには、被保証人および被保証人の為替手形上の債務者に対して為替手形より生じる権利を取得する。

(訳注。第一項の被保証人の人的抗弁をもって対抗することはできない旨の文言を除き、統一法、日本法の第三二条と同趣旨。)

第五章 満期

第三八条 為替手形は、次のいずれかとして振出すことができる。

- 一、確定日払
- 二、日付後定期払
- 三、一覽払
- 四、一覽後定期払

前項以外の満期または分割払の為替手形は無効である。

(訳注。統一法と日本法の第三三条に一致。第一項の号の配列が異なるのみ。)

第三九条 一覽払為替手形は、呈示のあった時に支払われる

ものとす。この手形はその日付より一年以内に支払のため呈示されねばならない。振出人はその期間を短縮または延長することができる。裏書人はこれらの期間を短縮することができる。

振出人は、一定の期日前は支払のために呈示してはならない旨を定めることができる。この場合、呈示のための期間はその期日より起算される。

（訳注。統一法と日本法第三四条に一致。）

第四〇条 一覽後定期払の為替手形の満期は、その引受の日付または拒絶証書もしくはそれと同一の効力を有する宣言の作成日付によって定められる。

拒絶証書がないとき、日付のない引受はすべて、引受人に關する限り、引受のための呈示期間の末日になしたものとみなされる。

（訳注。第一項の「それと同一の効力を有する宣言」という文言を除き、統一法と日本法の第三五条に一致。）

第四一條 日付後または一覽後一月または数か月払の為替手形における満期は、应当の日付から日付までの何か月を計算して決められる。満期の月において起算日に應當する日の無い場合は、その月の末日をもって満期とする。

期間の計算には、休日 (*Os días inhábiles*) を除外しないが、これに次ぐ第一の取引日を満期とする。

（訳注。第一項は統一法と日本法の第三六条第一項とほぼ同趣旨だ

が、むしろ旧法第四五條第一項第二項の繼承。第二項は、満期日が祭日の場合は前日を満期と定めた旧法第四五條第二項と対照的。統一法、日本法の第三六條第二項（第五項の該當規定はない）。

第四二条 振出地と曆を異にする地において確定日に支払われるべき為替手形については、満期の日は支払地の曆により定められたものとみなされる。

曆を異にする二地の間で振出された為替手形が日付後定期払であるときは、振出の日を支払地の曆の応当日に換え、これによって満期が定められる。同じ規則は為替手形の呈示にも準用される。

前二項の規定は、為替手形の記載より別の規定に準拠する振出人の意思を知り得るときは適用されない。

（訳注。統一法と日本法の第三七條と同趣旨。）

第六章 支払

第四三条 確定日払、日付後定期払または一覽後定期払の為替手形の所持人は、満期日またはこれに次ぐ二取引日以内に支払のため為替手形を呈示しなければならない。

信用機関 (*Entidad de Crédito*) に開設された口座を通じ支払われる為替手形の場合は、手形交換所または交換組織における呈示が支払のための呈示と同じ効力をもち。

為替手形が信用機関に所持されているときは、支払の指図を明示するために、充分に満期日以前に、手形の同一性確認

(*identificación*) に必要なすべての項目を記載した通知書を支払人に送付することをもって支払呈示とすることができる。

(訳注。第一項、第二項は、統一法と日本法の第三八条の第一項、第二項と同趣旨。第三項は本法独自の規定)。

第四四条 二人またはそれ以上の支払人に対して振出された手形は、満期日に引受人に対しそのいずれかが支払うよう呈示されねばならない。その手形が引受人を欠く場合には、支払人のいずれに対しても呈示することができる。

数名の引受人の特定された支払場所が別箇の地に所在しているときに、前条に定められた条件に従い、そのうちの一人の引受人に対し満期日に呈示されたが支払われなかった時は、入取引日 (*valor día hábil*) 以内に次々と各引受人に対し呈示されなければならない。

すべての引受人の手形の支払拒絶または引受けられなかったときの支払人の一人による支払拒絶は、手形が不渡になった場合に本法において設定された請求権 (*acciones*) を所持人が行使するのに十分なものとなる。

(訳注。統一法、日本法または旧法にも該当条文のない固有条文)。

第四五条 支払人は、為替手形の支払にあたり、所持人に手形に受取を証する記載を行なって交付するように請求することができる。但し、所持人が信用機関である場合にはこの限りではない。その場合には、信用機関は、振出人と支払人との間に反対の約定がある場合を除き、為替手形の正本の交付に

替えて、十分に手形との同一性を保証できる支払を立証する書類を交付することができる。この書類は支払人がいかなる手形債権者にも対抗できる手形上の完全な効力を有し、かつ手形の正本を所持する信用機関は支払人に対してもその他手形債務者に対しても再び手形の支払を請求されることから生じうる一切の損害について担保する。手形の満期到来後、手形または本条に定める支払立証書類を支払人または支払場所の第三者が所持しているときは支払われたものと推定される。所持人は、一部の支払を拒むことができない。

一部支払の場合、支払人はその支払があった旨の手形上の記載および受取証書の交付を請求することができる。

(訳注。第一項の但し書を除き、統一法と日本法の第三九条に一致)。

第四六条 為替手形の所持人は、その満期前に支払を受けることを義務づけられない。

満期前に支払をする支払人は、自己の計算と危険においてこれを行うものとする。

満期において支払をする者は、所持人を鑑定するにあたり悪意または重大な過失が無い限り、免責される。このために、この者は、裏書の連続の整合を調査する義務があるが、裏書の署名が真正であるか否かを調査する義務はない。

(訳注。統一法と日本法の第四〇条と同趣旨)。

第四七条 公的相場を認められた交換可能外貨建て振出された

為替手形の支払は、当該外貨における支払の義務が為替管理法に基づき認められているか、または許可されることになる限り、その約定外貨により行なわれなければならない。

債務者の責に帰しえない事由により約定外貨による支払の実行が可能でない場合には、債務者は為替手形に表示された外貨額のペセータ相当額を交付するものとし、その相当額は満期日における為替相場により換算するものとする。延滞の場合においては、所持人は、手形の金額が所持人の選択する満期日または支払日の相場のいずれかで換算される額で支払うよう要求することができる。

為替手形の金額が、振出国と支払国において同名異価の通貨で表示されている場合、表示された通貨は支払地のそれであると推定される。

（訳注。第三項は、統一法と日本法の第四一条第四項に一致。第一項も同趣旨だが、スペイン為替管理法との関連が考慮されている点に相違）。

第四八条 第四三条に規定する期間内に為替手形の支払のための呈示がないときは、各債務者は所持人の費用と危険において手形金額を信用機関、公証人 (Notario) または証券取引仲介人 (Agente mediador colegiado) に供託することができる。（訳注。統一法と日本法の第四二条と同趣旨）。

第七章 引受拒絶または支払拒絶による請求権

第四九条 手形上の請求権 (acción cambiaria) は、引受人またはその保証人に対しては直接請求権 (acción) であり、その他のすべての債務者に対しては遡求権 (recurso) である。

支払拒絶の場合、所持人は、自ら振出人である場合も、引受人およびその保証人に対して、拒絶証書を作成する必要があるに、第五八条、第五九条に定められていることを請求するために、通常訴訟、執行訴訟のいずれの経路によっても、為替手形より生ずる直接請求権を有する。

（訳注。統一法、日本法に該当条文はなく、直接請求権と遡求権を分類しているところに特色のある固有条文）。

第五〇条 満期において支払のないときは、所持人は、裏書人、振出人およびその他の債務者に対して遡求権を行使することができる。

次の場合においては満期前でも遡求権を行使することができる。

- a. 引受の全部または一部が拒絶されたとき
- b. 引受人である、もしくは引受人ではない支払人が、支払停止 (suspensión de pagos)、破産 (quiebra) もしくは債権者集会 (concurso) のような状態またはその財産の差押えが功を奏さない場合
- c. 引受のための呈示を禁じられた手形の支払人が支払停止

止、破産、または債権者集会のような状態に置かれた場合

b号およびc号のような場合において、請求を受けた者は裁判官より支払猶予期間を得ることができるが、その期間は手形の満期日を超えることができない。

(訳注。第二項を除き、統一法、日本法の第四三条と同趣旨。第二項は統一法の第二付属書第一〇条、第一条の留保事項を利用したもの。)

第五一条 引受または支払の拒絶は、本章の定めるところに従い作成される拒絶証書によって証明されなければならない。

支払人が引受または支払を拒絶する旨の宣言を手形の券面に記載し、署名し、日付を付した場合には、拒絶証書とすべて同一の効力を生ずる。同じ要件を満たした支払場所を指定された者 (Comitido) の宣言、支払拒絶にかかわる手形交換所 (Cámara de Compensación) の宣言も同一の効力を生ずる。

但し、振出人が手形の券面に公正証書による拒絶証書 (Copia lesa notarial) の作成を明文で要求した場合はこの限りではない。すべての場合において、支払人、支払場所を指定された者、または手形交換所の宣言は、次条に定められる公正証書による拒絶証書作成のために設けられた期間内に行なわれなければならない。

公正証書による引受拒絶証書は、引受のための显示期間または期間の末日に次ぐ五取引日に作成されなければならない。

確定日払、日付後定期払、一覽後定期払の為替手形の公正証書による支払拒絶証書は、その為替手形の満期に次ぐ五取引日以内に作成されなければならない。一覽払手形の場合、その支払拒絶証書は、引受拒絶証書に関して前項に定められた期限内に作成されなければならない。

(訳注。第二項を除き、統一法、日本法の第四四条 (日本法は第四四条の三項のみ統一法と些少な齟齬があるが) と概ね同趣旨といえる。第二項は統一法の第二付属書の第八条の留保事項を利用。第三項は第二付属書の第九条の留保事項を利用。)

第五二条 手形が拒絶されたことの宣言は、公証人により前条に定められた期間内に、そのなかに手形が複写または複製される証書 (Copia) を通じてなされる。

公証人は、拒絶証書作成に次ぐ二取引日以内に、通常の紙に公証人の姓名、役場の住所を記載した通知証書 (carta) を通じて支払人にもその拒絶を通知するものとする。通知証書には手形の複写または複製がなされ、かつ支払人が、場合によっては、手形の引受または支払をするために、または拒絶に関する適切な申立てをするために、公証役場に寄託されている手形の原本を吟味するための期間を第五三条に基づいて、支払人に対して提示されるものとする。

通知証書は、公証人またはその指定する者によって、支払人、その従業員もしくは親族または当該住所にいる誰かに対して手渡されるものとする。当該住所に誰もいない場合には、

当該住所の隣人のいずれかに手渡せば有効とみなされる。通知証書の受取拒否は通知の効力に影響を及ぼさない。これらのことすべては、証明手続 (*diligencia*) として拒絶証書に記載されるものとする。

信用機関は、二取引日以内に、信用機関を支払場所として指定している為替手形の支払拒絶に伴う拒絶証書の通知証書を支払人に送付する義務を有する。

(訳注。統一法、日本法には該当条文がないが、旧法第五〇四条に類似)。

第五三条 通知をした時間のいかんを問わず、公証人は、通知日に次ぐ第二取引日の一四時まで当該手形および拒絶証書謄本を所持人に交付せず自ら保持する。この時間中および公証役場の執務時間中に手形関係者は公証役場で当該手形を吟味し、かつ拒絶証書に関して適切な申立てをすることができる。

拒絶証書が支払拒絶によるものであり、かつ支払人が手形の金額および拒絶証書作成費用を支払うためにこの期間中に出頭したときは、公証人はその支払を受理し、履行の証明として支払がなされかつ拒絶証書が取消された旨を当該手形および証書に記載した上、当該手形を支払人に引渡す。

同様に、拒絶証書が引受拒絶によるものである場合には、引受がなされたときに、取消が証書に記載される。

本条第一項に定める期間経過後五日以内に、所持人より要請があったときは、公証人は、所持人に当該手形および拒絶

証書の謄本を返戻するものとする。それにも拘わらず、所持人は第一項の期間経過後直ちに当該手形および拒絶証書謄本を回収することができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文がないが、旧法第五〇六条に類似)。

第五四条 拒絶された手形にその表示が記載され、または支払人が複数いる場合には、通知証書は第五二条に規定された方式と効力をもって同一地に居住するすべての者に送付される。異なる地に居住する者のある場合には、拒絶証書作成に次ぐ八取引日以内に、その地において拒絶証書を再作成することができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文なく、旧法第五〇七条のそのまの継承)。

第五五条 所持人は、引受拒絶または支払拒絶のあったことを八取引日以内に自己の裏書人および振出人に通知しなければならない。この期間は次の方式により算定する。

- 一、公正証書による拒絶証書の場合はその作成日から。
- 二、第五一条第二項に規定された宣言の場合には、その宣言に記載された日付から。
- 三、「無費用償還 (devolución sin gastos)」という文言がある場合には手形の呈示日から。

裏書人は、その通知を受けた日に次ぐ二取引日以内に、前

の通知者全員の名称および宛所 (Direction) を示して、自己の受けた通知を自己の裏書人に通知しなければならない。同じ義務は全裏書人に共通するものであり、振出人にも及ぶものである。前記の期間は、前記の通知を受けた時点から進行する。

手形の署名者に対してなすすべての通知は、同一期間内に、同時に保証人に対してもなさなければならない。その宛所の記載がないときは、被保証人がその通知をなさなければならない。

裏書人がその宛所を記載していなかった場合またはその記載が判読不能のものである場合、その通知は裏書人の直前の裏書人に通知すること足りる。

通知をなすべき者は、単に為替手形を返戻することも含め、いかなる方式によってもこれをなすことができる。但し、定められた期間内に通知がなされたことを証明しなければならない。通知がなされる書信がこの期間内に郵送に付された場合にはこの期間が遵守されたものとみなされる。

以上に定められた期間内に通知をしなかった者もその直接請求権を留保する。但し、その過失により生じた損害があるときには、為替手形の金額を超えない範囲内で賠償の責任を負うものとする。

(訳注) 統一法、日本法の第四五条と同趣旨。所持人の通知期間の「四取引日以内」を「八取引日以内」に伸長しているのが一特色。

第五六条 振出人、裏書人または保証人は、証券に記載し、かつ署名した「無費用償還」、「拒絶証書不要」(in protest) の文句その他これと同一の効力を有する文言を証券に記載することにより、所持人に対してその遡求権を通常訴訟または特別訴訟により行使するための引受拒絶証書または支払拒絶証書の作成を免除することができる。

前項の文言は、所持人に対して法定期間内における為替手形の呈示および通知の義務を免除するものではない。期間の不遵守の証明は、所持人に対してこれを援用する者の責任に属する。

振出人が第一項の文言を記載したときは、一切の署名者に対してその効力を生ずる。裏書人または保証人がこれを記載したときは、その裏書人または保証人に対してのみ効力を生ずる。振出人がこの文言を記載したにも拘わらず、所持人が拒絶証書を作成せしめたときはこれにより生ずる費用は所持人が負担する。裏書人または保証人がこの文言を記載した場合において拒絶証書の作成があったときは一切の署名者に費用の償還を請求できる。

(訳注) 統一法、日本法の第四六条と同趣旨。第一項の「通常訴訟または特別訴訟により」という字句が異なる。

第五七条 為替手形の振出、引受、裏書または保証を行なった者は、所持人に対して合同でその責任を負う。

所持人は、前項の債務者に対して、その債務を負った順序

にかかわらず、各別または共同に請求する権利を有する。

為替手形の署名者でこれを受戻した者も同一の権利を有する。

債務者の一人に対する請求は、他の債務者に対する請求を妨げない。最初に請求を受けた者の後者に対しても請求できる。

(訳注。統一法、日本法の第四七条に一致。)

第五八条 所持人は、その直接請求権を受ける者に対して次の金額を請求できる。

一、引受または支払がなかった為替手形の金額および本法第六条に基づき記載される利息

二、前項の金額に対する、法定利息に二パーセントを加算した為替手形の満期日以後の利息

三、拒絶証書作成および通知の費用を含むその他の費用

満期前に直接請求権を行使するときは、手形の金額より割引額を減額する。この額引額は、請求権が行使された日の法定利息に二パーセントを加算して算定される。

(訳注。統一法、日本法第四八条と同趣旨だが、利率については統一法の第二付属書第一三条の留保事項を活用。)

第五九条 為替手形を受戻した者は、同人に対し責任を負う者に対して、次のことを請求できる。

一、その支払った総金額

二、前号の金額に対する、法定利息に二パーセントを加算

した支払日以降の利息

三、その支出した費用

(訳注。統一法、日本法の第四九条と同趣旨。前条と同様、利率について第二付属書第一三条の留保事項を活用。)

第六〇条 為替手形上の請求を受けた、または受けることあるべき債務者は、支払と引換えに、拒絶証書、場合によっては受取を証する計算書と共に為替手形の交付を請求することができる。

為替手形を受戻した裏書人は、自己および後者の裏書を抹消することができる。

手形債務者より支払の申込みを受けた所持人は、これを承諾し、かつ申込みよりできる限り短期間には為替手形を交付する義務を有する。このような支払の申込み以降、所持人はその行為によって発生した損害について責任を負う。

(訳注。第三項を除き、統一法、日本法の第五〇条に一致。)

第六一条 一部引受の後に遡求権を行使する場合において、引受けられなかった手形金額の支払をする者は、その支払の旨を手形に記載することおよび受取証書を交付することを請求することができる。また所持人は、爾後の遡求を普通訴訟 (acción ordinaria) または執行訴訟 (acción ejecutiva) によりなすことを可能ならしめるため手形の証明謄本および拒絶証書が作成されている場合は同証書を交付しなければならぬ。

(訳注。統一法、日本法の第五一条に一致。)

第六二条 遡求権を有するすべての者は、反対の記載がない限り、手形債務者の一人に宛てその住所において支払われる一覽払の新手形を振出すことにより遡求をすることができる。

戻手形 (*Letra de resaca*) は、第五八条および第五九条に規定する金額のほか、仲立料および印紙税を含む。

戻手形を振出すのが所持人である場合においては、その金額は本手形 (*Letra primitiva*) の支払地より前者の住所地に宛て振出す一覽払手形の相場により定められる。裏書人が戻手形を振出す場合には、その金額は戻手形の振出人がその住所地より前者の住所地に宛て振出す一覽払手形の相場により定められる。

(訳注。統一法、日本法の第五二条に一致。)

第六三条 次の場合には、所持人は裏書人、振出人、その他の債務者に対して手形上の請求権を失う。

a. 一覽払または一覽後定期払の呈示期間以内に呈示されなかったとき。

b. 必要であったが、引受拒絶または支払拒絶に際し拒絶証書の作成またはそれと同一の効力を有する宣言がなされなかったとき。

c. 無費用償還文句がある場合において手形が支払期限内に呈示されなかったとき。

振出人が記載した期間内に引受のための呈示がなされな

ったときは、所持人は、支払拒絶および引受拒絶による遡求権を失う。但し、その記載の文言により振出人が引受拒絶に対する担保義務のみを免れようとすることが明らかな場合にはこの限りではない。

裏書に呈示期間の記載があるときは、その記載をした裏書人のみこれを援用することができる。

(訳注。統一法、日本法五三条と同趣旨。)

第六四条 法定の期間内における為替手形の呈示または拒絶証書の作成が不可抗力 (*Force Mayor*) により不可能であるときは、これらの期間は伸長されたものとみなされる。所持人は、自己の裏書人に対し遅滞なくその不可抗力を通知し、かつ為替手形にその通知を記載し、日付を付して署名しなければならぬ。この事例には第五五条の規定が準用される。

不可抗力が止んだときは、所持人は遅滞なく引受または支払のため手形を呈示し、かつ必要があるときは拒絶証書を作成せなければならない。

不可抗力が満期より三〇日を超えて継続するときは、呈示または拒絶証書の作成を必要とせずに遡求権を行使することができる。

一覽払または一覽後定期払の為替手形については、三〇日の期間は呈示期間の経過前であっても、所持人がその裏書人に不可抗力の通知をした日から進行する。一覽後定期払の為替手形については、三〇日の期間に為替手形に記載された一

覽後の期間を加える。

所持人または所持人が手形の呈示もしくは拒絶証書の作成を委任した者についての単純な人的事由は不可抗力を構成するとは認められない。

〔訳注。統一法、日本法五四条と同趣旨。〕

第六五条 所持人がすべての債務者に対し手形上の請求権を失い、かつこれら債務者に対し原因関係にもとづく請求権も行使できないときも、所持人は、振出人、引受人または裏書人に対して、この証券より生ずる権利の保全のために法律上必要とされる手続の欠缺により手形債務が消滅したことの結果としてこれらの者が所持人の損失において不当に利得した金額の返還を請求することができる。

所持人のための利得返還請求権は手形上の請求権の消滅後三年で時効とする。

〔訳注。統一法、日本法に該当条文なし。統一法第二付属書第一一条の留保事項を利用。〕

第六六条 為替手形は、その手形において確定された金額ならびに本法第五八条、第五九条および第六二条にもとづくその他の金額について、民事訴訟法第一四二九条およびそれに続く条文の定める執行が可能である。この場合、署名の裁判所による認証は必要としない。

〔訳注。統一法、日本法に類似条文のないスペイン民事訴訟制度との調整条文。第六七条、第六八条も同様。〕

第六七条 手形上の債務者は、所持人に対して所持人との人的な関係にもとづく抗弁をもって対抗することができる。また債務者は、所持人がそれ以前の所持人に対し持っている人的抗弁についても、所持人が債務者を害することを知りつつその手形を取得したときは、これに対しても同様に対抗することができる。

前項のほか、手形上の請求を受けた者は、次のような抗弁をもって対抗できる。

一、署名の偽造を含む、手形上の宣言の欠缺または無効。

二、本法の規定に従い、所持人の適法性の欠如または為替手形に必要な形式の欠缺。

三、その履行を債務者に請求できる手形債権の消滅。

手形上の請求権の行使に対しては、本条に列挙された抗弁のみが認められる。執行上の手続により手形上の権利が行使される場合は、民事訴訟法第一四六四条、第一四六七条第一号および第二号の規定は適用されない。

第六八条 手形上の権利の執行訴訟による行使は、前数条および次に定めるところに依拠して、民事訴訟法に定められた手続に従うものとする。

一、債務者が、民事訴訟法第一四四二条に規定された手続がとられた日に次ぐ三〇日以内に自らまたは代理人を通じて出頭し、署名の正統性を断乎として否定または無権代理を申

し立てるときは、またはこのような申立てを書証の手続によつて行なうときは、裁判官は、その事案の状況と提出された書証を一覧し、差押えを解除することができる。また、適当と認めるときは、裁判官は適切な保証または担保を要求することができる。この判決は別件として下され、かつ執行訴訟の進行を妨げない。

二、裁判官の差押え解除の命令は、債務者が適時にかつ適切な方式において抗弁を提出しなかったときは、または提出したが判決のなかで拒絶されたときは、無効とする。

三、為替手形が次の事例の一つに該当するときは、差押えは解除されない。

a. 振出、引受、保証または裏書が、日付を記載して為替・証券取引仲介人または会員たる商事仲介人の介入を受けているか、またはそれぞれの署名が当該手形上に公証人によって認証されているとき。

b. 一人の手形債務者に対してなされる強制執行において、当該債務者が、拒絶証書、公証人を通ずる支払の請求、または執行裁判開始前の和解手続において、手形上の自分の署名の真正性を否定しないか、または代理権の完全な欠缺を申し立てなかった場合。

c. 手形債務者が裁判上または公文書のなかで自己の署名を認知したとき。